

諮問番号：平成23年（情）諮問第1号

事件名：特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書（第3号様式）等の一部開示決定に関する件

諮問日：平成23年 6月22日

答申番号：答申（情）第55号

答申日：平成24年11月 7日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

特定の地方公共団体（以下「本件地方公共団体」という。）における国土交通省所管の平成17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）の写しにつき、その一部を不開示とした決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が23年4月27日付け230普第90号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 処分庁の不開示理由には、日本国憲法、法律等違反があり、不開示とされた部分は違法なものであるから、情報公開請求権に基づき、不開示部分を取り消し、全部開示を求める。

イ 社会正義の実現と公共の秩序の維持・安定、併せて公共の福祉向上のため、不開示部分及びその理由を取り消し、全部開示を求める。

##### (2) 意見書

ア 17年度国庫補助事業の全体設計書について、請負業者の承諾のない変更が発注者の独断で行われている。これは、変更契約書が存在し

ないことから明らかである。

イ 全体設計書が請負業者の承諾もなく変更され、当初の全体設計書とは異なる工事完成後の出来形数値が記載された全体設計書が会計検査時に用いられており、違法がある。

ウ 全体設計書の保存期間は10年間とされているが、入札に供した全体設計書が廃棄されていることについて違法がある。

エ 低入札調査価格審査結果書が、工事完成後に精査された全体設計書と完全に一致しており、社会通念上あり得ない。また、入札後に廃棄された全体設計書の数値について入札設計書から復元して作成された公文書の金額等が、低入札調査価格審査結果書と齟齬を来している。すなわち、入札時に用いられた全体設計書では、低入札調査価格審査が行われていないのは、動かぬ事実である。

以上のような不合理な問題点等について、これらを正し、会計検査が正しく実施されたか精査するため、憲法第13条、第14条、第15条、第29条、第44条、第98条等、法的に保護されるべき権利に基づき、一部開示決定を取り消し、全部開示又は更なる一部開示決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 本件対象文書の特定

審査請求人は、23年4月3日付けで、本件地方公共団体における国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）について開示請求を行った。

これに対し、処分庁は、本件地方公共団体から会計検査院に提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）については、保存期間が満了したことから、既に廃棄していたが、22年7月に、当該検査調書に関する行政文書の開示請求が、関係する地方公共団体に対して行われ、この地方公共団体から開示の可否等について意見照会があった際に取得した当該検査調書の一部の写し（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

##### (2) 一部開示決定

処分庁は、23年4月27日付けで、本件対象文書のうち、表題、施行箇所等及び事務所名等以外の部分（以下「本件不開示部分」という。）に記録された情報については、会計検査院が検査過程において、一定の検査の着眼点に基づき、効率的かつ効果的な検査を実施し、その検査内容の検討を進めるなどのために取得したもので、具体的な検査事項・検

査内容等に関するものであるとして、後記4及び5と同様の理由により、一部開示決定を行った。

### (3) 審査請求の提起

審査請求人は、23年5月14日付けで、上記一部開示決定を不服として審査請求を提起した。

## 2 本件対象文書の概要

本件対象文書は、18年11月に、会計検査院第3局上席調査官（都市・地域担当）（現環境検査課）が実施した本件地方公共団体に対する実地検査に先立って作成を求め、本件地方公共団体から提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）（当該検査調書は、会計検査院において保存期間が満了したことから、既に廃棄されている。）の一部であり、22年7月に、当該検査調書に関する行政文書の開示請求が、関係する地方公共団体に対して行われた際、この地方公共団体から取得した当該検査調書の一部（2頁分）の写しである。

会計実地検査調書（第3号様式）は、国土交通省所管の国庫補助事業で行われた工事等（以下「補助工事等」という。）の施工状況を示した表形式の文書であり、実地検査の対象となる多数の補助工事等のうち、一定の基準に基づき抽出した補助工事等を、局・部・事務所等ごとに分類した上で、施行箇所、事業主体、事業種別ごとに更に分類するとともに、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理して作成することとされている。

## 3 一般調書の内容・性質等

### (1) 一般調書の内容・性質

会計実地検査調書（第3号様式）は、会計検査院が検査過程において検査の目的で作成又は取得する各種の関係資料である「検査資料」に該当し、同院において「一般調書」と称されているが、このような一般調書の内容・性質については、次のとおりである。

会計検査院では、一般的に、実地検査に先立ち、局長から受検庁の長（都道府県知事、地方支分部局の長、独立行政法人の長等）に対して、実地検査の対象となる事業を一定の基準に基づき抽出した上で、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理した文書（一般調書）を作成するよう求めている。また、会計検査院は、一般調書を最大限に活用して実地検査を実施しており、一般調書を活用した検査プロセスは、限られた人員の中で、検査対象となる全ての事業を検査することが事実上不可能な状況においては、必要不可欠なものとなっている。

なお、検査過程においては、一般調書とは別に、特定の検査事項に関し、当該検査事項の態様ごとに、各事態の具体的な内容を把握するなどのために、対象となる事態について一定の様式に整理したものがあり、会計検査院においては、これを「特別調書」と称している。そして、この特別調書の不開示情報該当性については、過去、その全部について不開示とした原処分を是認する旨の答申が行われた例がある。

## (2) 一般調書と特別調書との内容・性質の異同

### ア 一般調書及び特別調書の作成対象

一般調書は、定例的に行われる実地検査に先立って、実地検査の対象となる事業の全般に関してその提出を求めるものとされているのに対し、特別調書は、当該実地検査の実施前又は実施後に、特定の検査事項に関してその提出を求めるものとされていることから、その作成対象は異なったものとなる。つまり、一般調書は、実地検査が実施されることを前提とするものであるが、特別調書は、特定の検査事項の存在を前提とするものであり、後者は、当該検査事項に関し、具体的に検査が進行していることを如実に表しているといえる。

しかし、一般調書も、前記のように検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を整理して受検庁より提出を受けるものであり、検査資料としての位置付けそのものは特別調書と何ら変わるものではなく、一般調書の不開示情報該当性については、特別調書のそれと異なるものではない。

### イ 一般調書の様式の省庁ごとの共通性

各省庁において実施される国庫補助事業の実施形態等が異なることに伴い、検査の着眼点等も異なることから、これらに共通の検査調書の様式を作成することは困難である。会計検査院が限られた時間と検査人員において、受検庁が実施した膨大な量の国庫補助事業を対象とし、効率的かつ効果的な実地検査を実施するためには、実地検査の対象となる事業を一定の基準に基づき抽出した上で、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を整理した検査調書を実地検査に先立って受検庁に作成させておくことが必要不可欠である。しかし、実地検査ごとに個別に検査調書の様式を検討することは非効率といわざるを得ず、このような状況の中、会計検査院では、当該省庁が実施する国庫補助事業の実施形態等を踏まえて共通の様式を検討し、これを一般調書という形で活用するという検査手法を開発した。

そして、特別調書に関しては、特定の検査事項、すなわち、検査が

具体的に進行している状況の中で作成を求めるものであり、その検査の結果、内容、進行状況等に応じて、受検庁に具体的な指示をし、その調査結果を会計検査院の指定する様式に整理して作成させるものであることから、特別調書の様式は、特定の検査事項の検査結果等に応じて異なるものとなる。これは、検査過程において、特別調書を作成する案件について「絞り込み」が行われるわけであり、「絞り込み」が行われていればこそ、個別に特別調書の様式を精緻なまでに検討し反映することが可能となるといえる。

しかし、一般調書と特別調書にはこのような差異はあるものの、検査資料としての位置付けそのものは変わることはないことは、先述したとおりである。

ウ 一般調書の様式が省庁ごとに共通的に用いられることが、会計検査院の検査のノウハウを表象したものであること

本件対象文書である会計実地検査調書（第3号様式）の様式等が、いかに、多種多様な補助工事等を対象とし得るのか、そのことがいかに、検査のノウハウに当たるのかという点について具体的に記載する。

すなわち、一般調書は、その性質上、受検庁において簡便に作成できるように工夫された上、会計検査院が検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を効率的かつ効果的に捕捉することを可能にするものであることに鑑みれば、一般調書の様式が省庁において共通的に用いられていることは、検査のノウハウを表象したものといわざるを得ない。

しかし、この共通的に用いられているという点に着目し、会計実地検査調書（第3号様式）の様式は、検査調書として全省庁の国庫補助事業に対応する汎用的なものと解することは適当でない。なぜなら、会計検査院の検査の事務分掌は、局ごとに検査の対象となる省庁が割り当てられているのが一般であり、国土交通省の検査に関する事務は、第3局に所属する各課の分掌とされており、同局では、国土交通省における補助工事等の実施形態等に着目した局独自の検査の着眼点等を反映させ、会計実地検査調書（第3号様式）の様式を考案してきたからである。

このように、各省庁間において国庫補助事業の実施形態等が異なることに伴い、当該実施形態等に着目した各局独自の検査の着眼点等も異なることなどから、一般調書の様式は各省庁ごとにそれぞれ異なったものとなっている。例えば、農林水産省、経済産業省等においても、

国土交通省と同様に、各種の国庫補助事業を実施しているが、これらの省庁を検査対象とする各局が作成を求める一般調書の様式は、会計実地検査調書（第3号様式）とは異なったものとなっている。

#### 4 検査資料（一般調書等）の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査資料（一般調書等）が開示された場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

##### (1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、会計検査院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となる。

さらに、会計検査院では、実地検査において不適正な事態を発見・指摘した場合、事態の全容解明のため受検庁に協力を要請し、その際、併せてかかる不適正な事態に関する調査方法、事実関係等の正確な把握と簡明な整理の方法及び関係資料の収集・整備等について具体的に指示するなどして、その調査結果について報告を受け、これに基づき更に事実関係の精査及びこれに対する適切な評価を行い、不適正な会計経理の是正・改善を図ることもある。

このようなことから、会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としており、このことは、受検庁の同院が実施する検査に対する理解と協力の前提となっている。

また、会計検査院がこのような検査手法ないし検査のノウハウにより独力で不適正な事態の一部を発見・指摘することができたとしても、それが広範囲に行われているような場合、同院の検査には自ずから時間的・人力的・権限的な限界があるため、同院が受検庁側の協力を得ないで、このような不適正な事態の全容を解明することは実際上困難である。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般の信頼を損

ね、検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し、検査過程における検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

上記(1)のとおり、会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、会計検査院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来する可能性があることなどから、検査過程又は審理・判断の過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった不適切な会計検査対応が行われたり、資料提出要求又は検査に必要な情報の提供要求に対し、提出又は提供をちゅうちょし又は難色を示したりする例も見受けられる。

そして、一般に、ある検査事項に関する検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に開示されることがあるものであると受け止められるおそれがあり、そのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、検査資料の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出、検査に必要な情報の提供等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって、同院による会計検査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼす具体的かつ現実的なおそれがある。

(3) 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進捗状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検

査上の関心ないし検査の目的に従って収集・整備されるものであるから、その収集・整備の状況は、当該検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、その進捗状況等を端的に示すものであり、また、検査資料は、具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき作成又は取得されるものであるから、検査資料の内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法、更には検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどを推知することが可能である。

加えて、会計検査院の指示する資料の様式、作成・記載要領等については、限られた時間、人員及び権限の中で最も効果的、効率的に検査資料を収集することができるよう、長年にわたり同院内部で綿密な検討が加えられ、幾度とない修正を経て受け継がれてきたものであることから、それ自体が検査のノウハウそのものであり、また、前記のような受検庁の協力により各種資料の調製がなされ、この提出を受けるといった検査手法自体も同院の検査のノウハウというべきものである。

したがって、検査手法、検査のノウハウ等を含む会計検査院の検査活動内容を推知することが可能な情報が開示された場合には、実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集（検査に必要な情報の収集を含む。）を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する実地検査の終了により完結し又は会計検査院が実施した検査の結果等のある年度の決算検査報告等に掲記することで完結するものではなく、同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性（一定の「おそれ」の有無）を判断するに当たっては、このような会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならないものとする。

#### (4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

当該検査資料の内容等に関する情報からは、上記(3)のとおり、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認し得るものである。

したがって、検査資料の内容等に関する情報を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、憲法上の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

## 5 本件不開示部分の不開示情報該当性

### (1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

ア 前記4(1)から(3)までにおいて論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があり、不開示情報に該当する。

なお、会計検査院では、各検査対象ごとに異なった着眼点等を持って検査を実施しているのが実情であり、必然的に、一般調書の様式や記載項目名も検査対象ごとに異なる。このため、本件不開示部分のうち記載項目名に関する情報が公にされた場合に生ずるおそれは、前記4(3)で論じたとおりである。よって、本件不開示部分のうち記載項目名に関する情報は、上記と同様、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当する。

イ 本件不開示部分に記録された情報は、検査過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示部分に記録された情報が公にされることにより生ずるおそれとは、前記4(4)で論じたとおりである。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

### (2) 情報公開法第5条第5号該当性

本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、情報公開法第5条第5号に規定する「国の機関」、「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記4(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報を公にすることにより、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、特定の受検庁又はその他の関

係者に会計検査院の検査による指摘を免れる術を教示する結果となるおそれ、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

なお、前記5(1)アのとおり、本件不開示部分のうち記載項目名に関する情報が公にされた場合に生ずるおそれは、前記4(3)で論じたとおりであることから、当該情報は、上記と同様、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

### (3) 部分開示の適否

処分庁は、前記5(1)及び(2)に記載のとおり、本件不開示部分の不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号が規定する不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、この「ひとまとまり」の不開示情報とは、「最小限の有意な情報」における不開示情報と同旨であるから、これを更に細分化して部分開示することはできない。

### (4) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年 6月22日 諮問書の收受
- ② 同年 9月26日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年10月 6日 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月10日 審議
- ⑥ 同年12月 5日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑦ 同年12月15日 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査

課長ほか)からの口頭意見陳述の聴取及び  
審議

- ⑧ 平成24年 3月 7日 審議
- ⑨ 同年 4月 13日 諮問庁から追加意見書を収受
- ⑩ 同年 4月 26日 諮問庁の職員(会計検査院第3局環境検査課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑪ 同年 6月 14日 審議
- ⑫ 同年 7月 11日 審査請求人から追加意見書を収受
- ⑬ 同年 8月 1日 審議
- ⑭ 同年 9月 27日 審議
- ⑮ 同年 11月 6日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、23年4月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、同年同月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年5月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年6月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

### 2 本件対象文書及び本件不開示部分について

本件対象文書は、本件地方公共団体における国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書(第3号様式)として開示請求があったものである。

諮問庁の説明によると、会計実地検査調書(第3号様式)は、会計検査院が受検庁に対して作成を求め提出を受ける補助工事等の施工状況を示した表形式の文書であり、実地検査の対象となる多数の補助工事等のうち、一定の基準に基づき抽出した補助工事等を、局・部・事務所等ごとに分類した上で、施行箇所、事業主体、事業種別ごとに更に分類するとともに、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理した検査調書とされている。

会計実地検査調書(第3号様式)は、検査資料に当たるものの、特定の検査事項に関し、当該検査事項の態様ごとに、各事態の具体的な内容を把握するなどのために徴するいわゆる「特別調書」とは異なり、定例的に行

われる実地検査に先立ち、実地検査の対象となる事業全般に関し、一定の基準に基づき抽出した上で、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理したいいわゆる「一般調書」と称されるものである。

そして、本件対象文書は、18年11月に検査担当課が実施した本件地方公共団体に対する実地検査に先立って作成を求め、本件地方公共団体から提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）（当該検査調書は、会計検査院において保存期間が満了したことから、既に廃棄されている。）の一部であり、22年7月に、当該検査調書に関する行政文書の開示請求が、関係する地方公共団体に対して行われた際、この地方公共団体から取得した当該検査調書の一部（2頁分）の写しである。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件不開示部分については、次のとおり分類できると認められる。

- ① 記載項目名の各欄の記載（以下「不開示部分1」という。）
- ② 記載項目名の各欄に対応する具体的な施工状況に係る記載（以下「不開示部分2」という。）

### 3 不開示情報該当性について

上記1及び2の事情を前提に、当審査会において見分した本件対象文書の具体的内容を踏まえつつ、不開示部分1及び不開示部分2の不開示情報該当性を検討する。

#### (1) 不開示部分1について

諮問庁の説明によると、一般調書は、定例的に行われる実地検査に先立って実地検査の対象となる事業の全般に関して提出を求めるものであるのに対し、特別調書は、実地検査の実施前又は実施後に、特定の検査事項に関して提出を求めるものであり、その作成対象が異なるものの、一般調書も特別調書も、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を整理して受検庁より提出を受けるものであることに相違はなく、一般調書の不開示情報該当性も、特別調書のそれと異なるものではないとされている。また、記載項目名に関する情報が公にされた場合、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるとも説明している。

しかし、一般調書は、次のような内容・性質を有しており、特別調書のそれとは異なるものと認められる。

ア 特別調書は、特定の検査事項に関し、当該検査事項の態様ごとに、各事態の具体的な内容を把握するなどのために徴するものであるが、

これに対し、一般調書は、定例的に行われる実地検査に先立って、実地検査の対象となる事業全般に関し、設計不適切や施工不良等の幅広い指摘態様を念頭に置いて徴するものである。このため、一般調書の記載項目名には、実地検査の対象となる事業全般に関し、指摘の契機となる一般的な事項を示す情報（対象事業名、事業実施額、契約相手方名等）が含まれている場合が少なくなく、当該情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等を端的に読み取ること又は推認することができるとまでは言い難いこと。

イ 一般調書は、実地検査に先立って徴するものであり、検査担当者は、一般調書を踏まえて実地検査を実施し、具体的な指摘を発見するという過程を経るため、会計検査院では、通常、一般調書のみで検査結果を取りまとめることはなく、検査実施後、特定の検査事項のみに対象を絞り、当該検査事項に係る指摘態様に対応した特別調書を作成したり、関係資料（実地検査収集資料）の提出を依頼したりなどして、検査結果を取りまとめることとされていること。

このような事情を踏まえ、不開示部分1の不開示情報該当性について検討すると、次のとおりである。

本件対象文書は、18年11月に検査担当課が実施した本件地方公共団体に対する実地検査に先立ち、実地検査の対象となる補助工事等である下水道事業（以下「本件補助工事等」という。）全般に関し、指摘の契機となる施工状況に係る各種の情報について表形式に整理した文書の作成を求め、本件地方公共団体から提出を受けた国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）の一部の写しである。そして、不開示部分1に記録された情報は、その表における記載項目名の各欄の記載であるが、別表の1欄に掲げる番号①から⑤まで及び⑧から⑩までに対応する2欄に掲げる部分については、本件補助工事等の施工状況に係る一般的な事項を示す情報に過ぎず、これらを公にしたとしても、諮問庁が主張するような検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとまでは認められない。

また、別表の1欄に掲げる番号⑥及び⑦に対応する2欄に掲げる部分については、表形式の文書において整理等の目的のために設けられた記載項目名であるから、これらを公にしたとしても、諮問庁が主張するような検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、不開示部分1のうち別表の1欄に掲げる番号①から⑩ま

でに対応する 2 欄に掲げる部分は、情報公開法第 5 条第 5 号、同条第 6 号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

これに対し、別表の 2 欄に掲げる部分以外の記載については、本件補助工事等の施工状況に係る一般的な事項を示す情報にとどまらず、国土交通省における補助工事等に固有の記載項目名が含まれているなど、当該情報からは、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等を端的に読み取ることが可能である。

このため、これらの情報が公になり、本件地方公共団体以外の受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の具体的な検査の着眼点、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、不開示部分 1 のうち別表の 2 欄に掲げる部分以外の記載は、この情報を公にすることにより、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 6 号柱書き及び第 5 号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

## (2) 不開示部分 2 について

ア 不開示部分 2 に記録された情報は、本件対象文書における記載項目名の各欄に対応する具体的な施工状況に係る記載であり、当該情報が公にされると、検査過程における検査情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、諮問庁は、上記のような支障は、本件の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程における検査情報が公にされたという事実を捉え、検査過程の検査情報の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間

での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ さらに、不開示部分2に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等を推認することが可能であるところ、不開示部分1のうち別表の2欄に掲げる部分以外の記載については、前記のとおり、不開示情報に該当すると認められる。

このため、不開示部分1のうち別表の2欄に掲げる部分以外の記載に対応する不開示部分2に記録された情報が公になり、本件地方公共団体以外の受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の具体的な検査の着眼点、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

上記ア及びイより、不開示部分2に記録された情報は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があ

ると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男

(別表)

1 番 号	2 開示することが妥当な部分
1 枚目及び2枚目の表の記載項目名の各欄のうち、次の記載部分（該当する欄の枠線を含む。）	
①	1行目の左から1列目の欄の記載
②	1行目の左から3列目の欄の記載
③	1行目の左から5列目の欄の記載
④	1行目の左から7列目の欄の記載
⑤	1行目の左から8列目の欄の記載
⑥	1行目の左から9列目の欄の記載
⑦	1行目の左から10列目の欄の記載
⑧	2行目の左から9列目の欄の記載
⑨	2行目の左から11列目の欄の記載
⑩	3行目の左から11列目の欄の記載
⑪	3行目の左から12列目の欄の記載